

## H22 最判の補足意見の要旨

### 3. 最一小判H22. 4. 8

#### (1) 宮川光治裁判官の補足意見要旨

持分の定めがある社団医療法人において、出資社員の退社による返還請求額が多額となり医療法人の存続が脅かされるという場合があり得るとしても、当該医療法人の公益性を適切に評価し、出資者が受ける利益と当該医療法人及び地域社会が受ける損害を客観的に比較衡量するという、権利濫用法理の適用により妥当な解決に至ることが可能である。

とりわけ、当該医療法人が過去において債務超過かそれに近い状態に陥り、後に関係者の努力により再建されて現在の資産状態が形成され、その資産形成には当該社員が貢献していないというような事案では、当該社員の出資持分に相当する資産の返還請求は権利の濫用となり得るものと考えられる。

#### (2) 金築誠志裁判官の補足意見要旨

C 分の出資金返還請求権は、C の死亡退社により当然に、具体的な金銭請求権として、すなわち具体的な金額の確定した請求権として成立するのであり、その計算の基礎となる純資産の額は、その当時に負債として存在した B 分の出資金返還請求権を控除したものでなければならず、その後弁済までの間に、同請求権の消滅時効が完成し、援用されたからといって、C 分の出資金返還請求権の金額を再計算すべき理由はない。

すなわち、C の死亡後は、C の持分は具体的な出資金返還請求権に変換しており、被上告人の資産に対する割合的な権利というものが残存しているわけではないのであるから、同請求権の金額は、C の死亡後に生じた事由による資産の増減に伴って変動するものではないと解すべきである。

### 4. 最二小判H22. 7. 16

#### (1) 古田佑紀裁判官の補足意見要旨

本件のような法人の持分については、取引その他の処分がなされることが必ずしも予定されず、少数の持分権者が長期にわたって保有して法人を支配する 경우가多く、その処分によって価値の実現を図ることは稀であると思われる。

そうすると、このような持分については、定款により定められた払戻しの範囲ではなく、法人の全財産に応じた保有価値によって評価することが合理的であると解される。定款により加えられた払戻しの制限によって課税の基礎となる持分の評価額が定まるとすれば、客観的な資産価値がほぼ同じ法人であるにもかかわらず、持分権者の意思により法人ごとに税額に差が生じることとなり、課税の公平を欠く結果になるといわざるを得ない。

#### (2) 須藤正彦裁判官の補足意見要旨

出資持分の定めがある社団医療法人の場合には、一般的にあって、出資社員が同法人を細分化された割合的単位たる出資持分の口数において共同所有しているといえるから、結局、社団医療法人の企業価値（事業価値）も出資社員が出資持分の口数の割合において分有することができる。その場合、当該社団医療法人の出資持分1口当たりの時価たる客観的交換価値は、同法人の企業価値（事業価値）全体を出資持分の口数で除した金額にほかならない。

しかも、この出資持分の客観的交換価値のいかんは、当該出資持分に定款などで何らかの制約が付されている場合であっても、社団医療法人の出資持分による支配の全部又は一部が確定的にはく奪されるなどの特別な事情がない限り、基本的に左右されることはないというべきである。けだし、その場合であっても、出資社員への出資持分の払戻しや残余財産分配が法令上可能である以上は、出資社員のみが当該出資によってその企業価値（事業価値）の全体を分有する（いわば、当該社団医療法人の企業価値（事業価値）のすべてが出資持分に化体する。）という基本的構造は変わらないし、定款によって、出資持分の払戻しや残余財産分配請求権について制約的条項が規定され、同時に、その条項の変更を禁止する条項（変更禁止条項）が規定されていても、定款そのものの変更権はく奪されているものでない限りは、任意のときに法令で許容される範囲内において定款を変更してそれらの制約を取り除くことができることにより、結局、上記基本的構造が変わるとはいえないからである。

## 1. 会員持分払戻請求事件

東京高等裁判所平成六年（ネ）第一九二九号

平成七年六月一四日第三民事部判決

控訴人 医療法人社団 [ ] [ ] [ ]

代理人 [ ] [ ] 外二名

被控訴人 [ ] [ ] [ ] [ ]

代理人 [ ] [ ] 外一名

### 主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、五八八万三六九六円及びこれに対する昭和六三年五月二五日から支払済みに至るまで年五分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は第一、二審を通じてこれを二〇分し、その一を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。
- 5 この判決は、第2項につき、仮に執行することができる。

### 事 実

#### 第一 当事者の求めた裁判

##### 一 控訴人

- 1 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人の右取消しにかかる部分の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

##### 二 被控訴人

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

との判決を求める。

#### 第二 当事者の主張

当事者双方の主張は、原判決四丁裏一行目の「持分の払戻を請求した。」とあるのを「持分の払戻しを請求し、さらに、昭和六三年五月二四日に到達した書面によって、控訴人に対して、その支払方の催告をした。」と改め、当審における次のとおりの双方の主張を付加するほか、原判決の事実摘示のとおりであるから、これを引用する。

##### 一 控訴人

### 1（払戻しの計算の基礎となる資産の額）

仮に被控訴人が控訴人の資産額に退会時における控訴人の出資総額中被控訴人の出資額の占める割合を乗じた額の持分の払戻しを受けることができるものとしても、この場合における払戻しの計算の基礎となる資産の額は、先ず、純資産額から従業員の退職金等の清算費用並びに清算所得にかかる法人税、事業税及び住民税の税額を控除した残余財産の価額である一六億四九〇九万六七六二円（乙第三一号証の公認会計士〇〇〇作成の鑑定報告書参照）によるべきである。

さらに、剰余金の配当を禁止した医療法五四条の規定の趣旨は、退会に伴う持分の払戻しについても貫徹されるべきであるから、払戻しの計算の基礎となる資産の額は、残余財産の価額を被控訴人の退会直前における貸借対照表上の出資金の額（四五六万三〇九四円）と剰余金の額（四億六五一二万八二五四円）に従って按分した一六〇二万一一二四円とするのが相当であり、したがって、被控訴人は、右の価額に前記持分割合を乗じた一七五万五五一一円の払戻しを受けることができるにとどまるものというべきである。

### 2（信義則違背・権利の濫用）

仮に被控訴人が控訴人の有する資産の時価純資産価額方式によって算定した純資産額に前記持分割合を乗じた額の持分の払戻しを受けることができるものとするれば、被控訴人は、昭和四五年五月二六日に五〇万円の出資をして、約一八年後の昭和六三年三月三十一日にはその一一二〇倍強に当たる五億数千万円の払戻しを受け得ることになり、この間の我が国の社会経済の実態に照らして、いかなる指標を用いても正当化することができないような膨大な利得を得ることになる反面、控訴人は、その支払いのためには、資産を売却したり多額の債務を負担することを余儀なくされ、ひいては経営する病院を閉鎖することさえ免れない。しかも、被控訴人は、控訴人の設立以来、その従業員として控訴人の経営する病院において稼働してきた者であって、控訴人の医療現場にも精通し、右のような多額の払戻しが控訴人にどのような影響を及ぼすかを熟知しているものである。

被控訴人の本訴請求は、控訴人を害することを知りながら、控訴人の損害を犠牲にして敢えて膨大な請求をするものであり、信義則に違背し、権利の濫用に当たるものであって、許されない。

## 二 被控訴人

控訴人の1（払戻しの計算の基礎となる資産の額）及び2（信義則違背・権利の濫用）の主張は、争う。

## 第三 証拠関係（省略）

## 理 由

一 控訴人が昭和三四年三月一九日に設立された精神科等を専門とする〇〇〇病院を経営する医療法人社団であること、被控訴人が昭和四五年五月二六日に五〇万円を出資して控訴人に入会し、昭和六三年三月三十一日に控訴人を退会したこと、控訴人の定款八条に被控訴人の主張するような定めがあること、被控訴人の退会時における被控訴人の出資額を含めた控訴人の会員の払込済出資額の合計が四五六万三〇九四円であることは、いずれも当事者間に争いがない。

二 そこで、右の控訴人の定款八条の「退会した会員は払込済出資額に応じて払戻しを請求することができる。」との規定の趣旨について検討する。

1 医療法は、医療事業の経営主体に対して、法人格を取得する途を拓き、これによって資金の

調達の方途を講じて医療事業の経営の安定を図るとともに、医療法人が営利企業化することを防止して、社会的信用を確保するために種々の法的規制を加え、そのひとつとして、同法五四条は、剰余金の配当をしてはならないものとしている。すなわち、医療法人は、損益計算上の利益金が生じた場合には、施設の整備・充実、医療従事者等の待遇の改善などに充てるほかは、積立金として留保しなければならないのであって、これを利益金として会員に分配したり、実質的に利益金の分配とみなされる行為をしてはならないのである。

しかしながら、医療法の右の規定は、医療法人が収益又は評価益を剰余金として会員に分配することを禁じることによって、医療法人が営利企業化することを防止しようとしたものに過ぎないのであって、出資をした会員が法人資産に対する分け前としての持分を有するものとし、当該会員が退会したときその他会員資格を喪失した場合にその持分の払戻しをするかどうか又は解散時に残余財産が生じた場合にこれを持分を有する会員に帰属するものとするかどうかについては、医療法は、専ら医療法人が定款等において自律的に定めるところに委ねているのであって、同法五六条の規定は、解散時の残余財産の帰属ないし処分についてこのことを明らかにしている。

そして、控訴人の定款は、八条において退会した会員に対する持分の払戻しに関して前記のような定めを置いているほか、その三五条において、「本会が解散した場合の残余財産は総会の採択を経て払込済出資額に応じて分配するものとする。」と定めている（甲第四号証）のであって、控訴人の定款のこれらの規定の文理に照らすと、医療法人社団たる控訴人にとっては、出資をした会員は出資額に応じた法人の資産に対する分け前としての財産権（出資持分）を有するものとし、出資持分を有する会員が退会したときその他会員資格を喪失した場合においては、当該会員に対して出資持分に相当する資産の払戻しを請求することができることとしたものであることが明らかである。

このように、控訴人の定款八条の定めは、会員資格を喪失した会員に対して出資持分の払戻しを認めるものであって、一部清算としての実質を持つものであるから、控訴人は、脱退会員に対して、その資産に対する出資持分に相当する資産の払戻しをすべきものであって、単に当該脱退会員が払い込んだ出資額そのものを返還すれば足りるというのではなく、医療法五四条の規定が剰余金の配当を禁止しているからといって、定款八条の定めを控訴人の主張するように限定的に解釈して、これを脱退会員の払込済出資額そのもの又は残余財産の価額中出資金に相当する部分の払戻しを意味するに過ぎないものと解することはできない。

2 また、乙第二号証、乙第一六号証、乙第二〇号証、原審証人〇〇〇〇の証言並びに控訴人代表者及び被控訴人本人の各尋問の結果（いずれも原審）によれば、控訴人においては、設立当時の理事長〇〇〇〇〇〇外五名が合計一五九二万一六〇四円の金銭又は現物の出資をして控訴人の会員となったが、右〇〇〇〇〇〇は昭和四〇年五月八日死亡により退会したと、〇〇〇〇〇〇の退会及び控訴人の入退会のほかには控訴人の会員及び出資にはなんらの異動がないこと、控訴人は、〇〇〇〇〇〇の退会に際しては、その払込済出資額に相当する一一八五万八五一〇円を遺族に払い戻したにとどまることを認めることができる。

しかしながら、乙第七号証及び前掲控訴人代表者及び被控訴人の各尋問の結果によれば、控訴人は、その設立に際して、昭和二五年八月九日医発第五二号厚生省医務局長発各都道府県知事宛通達「医療法の一部を改正する法律の施行について」に参考添付された定款例に依拠して定款を作成したものであり、脱退会員に対する出資持分の払戻し及び解散時の残余財産の分配に関する

控訴人の定款の前記の定めは、いずれも右通達に参考添付された定款例をそのまま採用したものであることが認められるのであって、その文理ないし文言が持つ一般的な意味内容とは離れて、そこに設立者が特に個別的な意味合いを付与したものと解されず、過去に右のような一解釈事例があったからといって、それによって直ちに右定款の定め規範的な意味内容が左右されたり規定されることになるものではない。

3 ところで、右定款八条は、脱退会員は「払込済出資額に応じて」払戻しを請求することができるものと定め、脱退会員は、退会時における控訴人の資産額に出資総額中当該脱退会員が現実に出資した額の占める割合を乗じた額の払戻しを受けることができる如くであり、控訴人の会員がすべて原始会員であるものとすれば、右定款の定めを右のように解釈したとしてもなんら差し支えない。

しかしながら、医療法人にあっても、収益が内部に留保され、または、経済状況の変動によって資産の評価益が生じるなどして、当該法人の資産価額は常に変動することを免れず、他方、一般的に貨幣価値は低落するのを常とするから、原始会員とその後に入会した会員がある場合においては、右定款の定めを右のように解したのでは、出資時期を異にする会員間の出資持分に著しい不公平が生じることになり（このことは、設立後相当の期間が経過し、多額の資産が形成された後に入会した会員が死亡等により程なく退会したような場合を想定すれば、明らかである。）、それが設立者の合理的意思に適うものとは到底解されないところである。

そして、新会員の入会当時に原始会員が退会したとすれば、退会会員は当時の資産総額に出資総額中の当該会員の出資額の占める割合を乗じた額の払戻しを受け得たこと、換言すれば、当時原始会員は右によって算出される持分をそれぞれ有していたものと解されることを考慮すれば、設立後に出資をした会員の出資持分の割合は、当該出資時における控訴人の資産総額に当該会員の出資額を加えた額に対する当該出資額の割合によるものと解するのが相当である（なお、新会員の入会当時の当該医療法人の資産がマイナスである場合には、既存の出資額割合を増加すべき理由がないから、払込みどおりの出資額を基礎とすれば足りる。）。

4 他方、脱退会員に対する出資持分の払戻しの計算の基礎となる医療法人の資産の評価方法については、控訴人の定款にはなんらの定めもないけれども、脱退会員に対する出資持分の払戻しが医療法人の一部清算の実質を持つものであることに鑑みると、右の評価は、法人の期間損益を明らかにすることを目的とし取得価格を基礎とした帳簿価格ないし貸借対照表上の資産価額によるべきものではなく、当該会員の脱退時（出資持分請求権の発生時）における当該資産の持つ客観的な価額によって算定すべきものと解するのが相当である。

そして、脱退会員に対する出資持分の払戻しは医療法人の一部清算の実質を持つものであるとはいっても、当該法人は依然として事業を継続することになるのであるから、この場合の客観的な価額の算定は、いわゆる清算価額によるべきではなく、当該法人の事業の継続を前提として、当該資産を特定の事業のために一括して譲渡する場合の譲渡価額（営業価額）を標準とすべきものと解するのが相当である。この点について、控訴人は、払戻しの計算の基礎となる資産の額は純資産額から従業員の退職金等の清算費用並びに清算所得にかかる公租公課を控除した清算価額としての残余財産の価額によるべきものと主張するけれども、もとより正当ではない。

三 以上のような観点に立って、被控訴人が出資持分の払戻しとして控訴人から支払いを受けるべき額について検討する。



1 先ず、被控訴人の出資持分の割合については、先に説示したところに従い、被控訴人が五〇万円を出資して控訴人に入会した昭和四五年五月二六日当時の控訴人の資産総額としては、控訴人の資産中大きな部分を占め、かつ、価格変動の著しい土地及び建物については当時の時価によることとし、その余の資産及び負債の額については同年三月三十一日現在の貸借対照表上のそれを近似値として採用するのが相当であり、乙第一六号証、控訴人の申出にかかる鑑定人〇〇〇〇の鑑定結果（原審）及び前掲証人〇〇〇〇の証言によれば、控訴人の右当時における資産総額は、被控訴人の出資額を含めて、四億三一二六万七〇〇五円であることを認めることができる。

したがって、被控訴人の出資持分の割合は、四三一二六七〇〇五分の五〇〇〇〇〇とするのが相当である。

2 次に、被控訴人に対する出資持分の払戻しの計算の基礎となる昭和六三年三月三十一日現在における控訴人の資産の評価額については、同様に先に説示したところに従い、土地及び建物については当時の時価によることとし、その余の資産及び負債の額については右同日現在の貸借対照表上のそれを採用することとして、甲第五号証、乙第一号証及び被控訴人の申出にかかる鑑定人〇〇〇〇の鑑定の結果（原審）によれば、土地及び建物の当時の時価が五四億〇三四四万七〇〇〇円、右同日現在の貸借対照表上のその余の資産の額が五億五八八〇万〇六三二円、右同日現在の貸借対照表上の負債の額が八億四九三五万九三二〇円であり、そのほか、控訴人は、当時、被控訴人に対して、退職慰労金債務三八〇〇万円を負担していたことを認めることができ、これによれば、右同日現在における控訴人の資産の評価額は五〇億七四八八万八三一二円であったことになる。

3 したがって、控訴人は、被控訴人の出資持分の払戻しとして、被控訴人に対して、昭和六三年三月三十一日現在における控訴人の資産の総額五〇億七四八八万八三一二円に被控訴人前記出資持分割合四三一二六七〇〇五分の五〇〇〇〇〇を乗じた額である五八八万三六九六円の払戻金を支払う義務があるものというべきである。

四 ところで、被控訴人は、昭和六三年三月三十一日に控訴人から退会するに際して、控訴人に対して、出資持分の払戻金の支払方の催告をしたとして、これに対する同年四月一日以降の遅延損害金の支払いを求めるけれども、甲第五号証及び前掲被控訴人本人尋問の結果によれば、被控訴人は、東京地方裁判所八王子支部昭和六二年（ヨ）第六〇一号仮処分申請事件の昭和六三年三月三十一日審尋期日において、控訴人との間において裁判上の和解をし、そこにおいて控訴人の理事の職を辞し、控訴人から退会するとの合意をするとともに、右退会に伴う出資持分の払戻しについては別途これを協議することを約したに過ぎないことが認められ、これをもっては未だ控訴人が同年四月一日以降遅滞の責めを負うものということとはできないが、乙第三〇号証の一によれば、被控訴人は、同年五月二四日に到達した書面によって初めて控訴人に払戻金の支払方の催告をしたことを認めることができるから、控訴人は、被控訴人に対して、同月二五日以降民法所定の年五分の割合による遅延損害金を支払う義務を負うに至ったものと解するのが相当である。

そして、控訴人が被控訴人に対して負う出資持分の払戻義務は、右の限度にとどまるものである以上、本訴請求が信義則に違背し又は権利の濫用に当たるとする控訴人の抗弁が失当であることは、いうまでもない。

五 以上のとおりであって、被控訴人の本訴請求は、出資持分の払戻金五八八万三六九六円及びこれに対する昭和六三年五月二五日から支払済みに至るまで民法所定の年五分の割合による遅延

損害金の支払いを求める限度で理由があり、その余の請求は棄却すべきである。

よって、これと一部結論を異にする原判決はその限度で失当であって、本件控訴はその限度で理由があるから、原判決を主文のとおり変更することとし、訴訟費用の負担については民事訴訟法九六条、八九条及び九二条の各規定を、仮執行の宣言については同法一九六条の各規定を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 町田顯 裁判官 村上敬一 裁判官 中村直文)

TKC 文献番号 28010773

## 2. 出資持分払戻請求事件

東京高裁平成12年（ネ）第5508号（棄却）（控訴人上告）

判 決（平成13年2月28日言渡）

東京都

控 訴 人

訴訟代理人弁護士

同

同

同

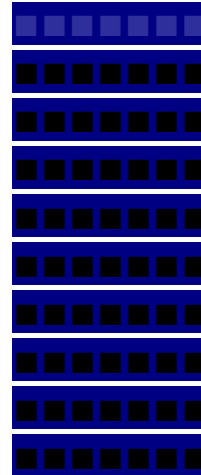
同

同

同

同

同



東京都

被 控 訴 人

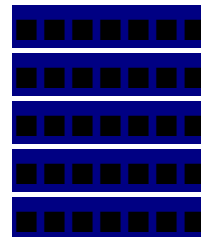
医療法人社団

代表者理事長

訴訟代理人弁護士

同

同



### 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

### 理 由

#### 第1 当事者の求めた裁判

##### 1 控訴人

- (1) 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、13億円及びこれに対する平成9年5月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。



## 2 被控訴人

主文同旨

## 第2 事案の概要

1 本件は、医療法人社団である被控訴人の社員であった訴外亡■■■■■（平成■■年■■月■■日死亡。以下「亡■■■」という。）が死亡したことにより同人の出資持分払戻請求権を全額相続した控訴人が、被控訴人の定款には退会した社員は出資額に応じて払戻を請求することができる旨の規定がされていた（以下「旧定款」という。）ところ、社員資格を喪失した者は出資額を限度として払戻請求できると定款変更された（以下「新定款」という。）ことにつき、こうした定款の規定変更を決議したとされる社員総会は開催されておらず、したがって、決議不存在であるから定款変更はされていないなどとして、旧定款に基づき、亡■■■の退社時点における被控訴人の資産に対する出資額の割合分を算出したとされる37億4900万円の内金として13億円の支払を請求している事案である。

## 2 前提事実

(1) 被控訴人は、明治12年に■■■■■によって個人病院として創立された■■■■■病院をその前身とするものであり、同病院を明治26年に亡■■■の父亡■■■■■が承継し、さらにその後、亡■■■によって昭和31年11月28日に医療法人社団として設立されたものである。亡■■■は、被控訴人設立後、理事長に就任してその運営に当たり、死亡時に至るまで被控訴人における出資・運営の中心的人物であった。（争いのない事実、乙21号証及び弁論の全趣旨）

(2) 亡■■■の被控訴人に対する出資額は1087万1469円であった。（争いのない事実）

(3) 控訴人は、亡■■■の妻であるが、同人の遺言により、同人の死亡による退社に基づく出資持分払戻請求権を全額相続した。（争いのない事実）

(4) 亡■■■は、妻亡■■■との間に、長男■■■、二男■■■（以下「■■■」という。）、三男■■■、四男■■■、五男■■■をもうけ、妻■■■の死後、再婚した控訴人との間に、長女■■■■■、二女■■■■■をもうけた。なお、亡■■■及び訴外■■■■■（以下「■■■」という。）は兄弟である。（甲3号証、乙22号証及び弁論の全趣旨）

3 本件における争点は、原審同様、東京都知事の平成8年6月20日付け認可に係る定款変更（以下「本件定款変更」という。）がされる前の被控訴人の旧定款9条の意義、(2) 本件定款変更の効力、にある。すなわち、本件においては、亡■■■が死亡したことによる退社に基づく被控訴人に対する出資持分払戻請求権を全額相続した控訴人が、旧定款は退会した社員は出資額に応じて払戻ができる旨の規定（9条）がされていたとして、被控訴人に対し、出資持分払戻請求をしたところ、被控訴人が、旧定款は、社員資格を喪失した者は出資額を限度として払戻請求できると定款変更されたなどと主張したため、控訴人が本件定款変更を議決したとする社員総会は開催されておらず、したがって、決議不存在であるから定款変更はされていないなどと抗争し、旧定款に基づき、亡■■■の退社時点における被控訴人の資産に対する出資額の割合

分を請求している。

- 4 事案の概要及び当事者双方の主張の詳細は、原判決の「事実及び理由」欄の「第2事案の概要」に記載のとおりである。
- 5 原判決は、(1) 前記定款を変更した手続は持ち回り決議によりされたものであるが、旧定款は、こうした定款変更手続を認めていないから、旧定款を新定款に変更した手続はその変更手続を規定した旧定款に違反している、(2) しかし、被控訴人においては、平成8年5月20日に定時社員総会が開催され、旧定款を新定款に変更する旨の議決がされたものの、東京都から、個人社員全員の同意を取り付けるよう指導されるとともに、前記議決に加わっている営利法人である訴外■■■■合名会社（以下「訴外会社」という。）の承諾は必要ないとの見解が示されたため、新たに持ち回り決議の方法で定款変更につき個人社員全員の承諾を得た、(3) 被控訴人は親族等のいわゆる同族で運営しているのであり、その社員全員が前記定款変更について賛成し、これが中心人物であった亡■■■の発意によるもので、しかも、その目的も病院の継続を図るという正当なものであるから、前記定款変更手続は有効にされた、(4) 新定款による亡■■■の払戻持分は、出資額の1087万1469円を限度とするから、同人の死亡による退社に基づく出資持分払戻請求権を全額相続した控訴人は、同額及びこれに対する遅延損害金の支払のみを請求できる、として控訴人のその余の請求を棄却した。
- 6 そこで、控訴人は、原判決には事実誤認があるなどとして本件控訴を提起した。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も被控訴人の請求は原判決の認容した限度で理由があるが、その余は理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、次に付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 控訴人は、旧定款を新定款に変更した手続（以下「本件定款変更」という。）がなされたとされている平成10年6月12日付け社員総会決議は、そもそも社員総会自体が存在しないから、前記決議は存在せず、それゆえ本件定款変更はされていないと主張する。

しかしながら、(1) 亡■■■は、前示の経緯で医療法人社団として昭和31年に設立された被控訴人の理事長であり、中心人物であったところ、同人はその生前、かねてより医療法人が出資者の死亡によりその出資持分の評価において、純資産価値も評価される結果、病院が広大な用地を有している場合には、出資者の相続による持分払戻請求によりその存立が危うくなることがあり、被控訴人の経営する■■■病院も広大な借地権を有しているため、亡■■■の死亡後の■■■病院の存続について心配し、その対策を検討していたこと、(2) 亡■■■の二男で医師である■■■は、昭和51年12月、亡■■■の要請を受けて、勤務していた医科大学を退職して■■■病院に勤務することとし、昭和62年4月に被控訴人の理事及び同病院の院長に就任した後、平成6年に亡■■■に代わって被控訴人の理事長に就任したこと、(3) ■■■は、理事長に就任後、病院の存続を望む亡■■■の意向を受けて、出資払戻を制限する方向に定款変更し

ようとしたこと、(4) そこで■■■は、弁護士に依頼して監督官庁である東京都との事前調整を経て旧定款を新定款に変更する旨の定款変更案を作成させ、平成8年5月20日の定時社員総会において定款変更の議決をすることにしたこと、(5) その当時の被控訴人の社員は、亡■■■、被控訴人の監事である■■■及び訴外会社の3名であったこと、(5) 前記総会に、亡■■■が社員及び訴外会社の代表者として出席したが、■■■は出席しなかったものの、事前に旧定款の新定款への変更案の説明を受け、これに賛成し、すべての議案につき病院側に一任したこと、(7) 旧定款には、定款の変更は、総会の議決を経なければならないと規定されているところ(39条)、その議決は、社員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意を要し(30条)、やむを得ず会議に出席できない社員はあらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人をもって議決権を行使できる(35条)と規定されていること、(8) 前記総会において、旧定款を新定款に変更することが議決されたが、■■■含む6名が新たに社員になる旨の承認もされたこと、(9) 被控訴人は、前記総会により定款変更がされたとして、東京都に対して定款変更の認可申請手続をしたところ、東京都から、定款変更につき個人社員全員の同意を得ること及び訴外会社の承諾書は不要である旨の指導を受けたため、亡■■■及び■■■のほか前記総会において新たに社員となった■■■を含む5名に定款変更に関する異議がないことを確認したうえ、被控訴人において平成8年6月12日付けで定款変更のみを内容とする総会議事録を作成し、持ち回り決議による方法で■■■以外の個人社員全員の承認を得たこと、(10) ■■■は、他の社員とは別個の同意書によって前記内容について承認をしたこと、(11) 被控訴人は、前記平成8年6月12日付け総会議事録及び■■■の同意書を添付して、同月17日付けで東京都に対して定款変更の認可申請をし、同月20日付けで認可されたことは原判決挙示の証拠により認められるところであって、原判決認定のとおりである。

したがって、本件定款変更は、それが初めて付議された平成8年5月20日の定時社員総会の時点で、社員の3分の2である亡■■■及び訴外会社が出席して議決されており、■■■もこれに賛成しているのであり、その後、東京都から指導を受けて定款変更手続を再度実施したが、亡■■■及び■■■は再度定款変更に同意し、新たに社員となった■■■を含む5名全員もこれに同意しているのであるから、本件定款変更は、旧定款が認めていない持ち回り決議の方法によってされたとしても、結局のところ、被控訴人の社員全員の同意を得ていると認められるのである。しかも、こうした定款変更は、被控訴人の中心人物であり、■■■病院の継続を願う亡■■■の意図を実現する目的でされたものであるから、たとえその定款変更の手続に旧定款に違反する点があるとしても、その定款変更は有効にされたものというべきである。

控訴人は、■■■が前記のような意思を有していたか疑わしいとするが、■■■■の陳述書(乙21、22)によれば、亡■■■の意思は前記のとおりであったと認められ、他にこれを覆すに足る証拠はない。

以上に検討したところによれば、本件定款変更は有効にされたというべきである。

そうすると、亡■■■の被控訴人に対する出資額は1087万1469円であるので、同人の死亡による被控訴人の退社に基づく出資持分払戻請求権を相続した控訴人は

、被控訴人に対し、同額を請求することができる。したがって、本件請求は、被控訴人に対し、1087万1469円及びこれに対する本件訴状送達の日翌日である平成9年6月28日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、その余は失当である。

3 以上によれば、これと結論を同じくする原判決は相当であるから、本件控訴は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

(口頭弁論終結日 平成13年1月22日)

(東京高等裁判所第12民事部 裁判長裁判官 伊藤瑩子 裁判官 秋武憲一 裁判官 小池一和)

### 3. 出資金等返還, 損害賠償請求事件

最高裁判所第一小法廷平成20年(受)第1809号

平成22年4月8日判決

#### 主 文

- 1 原判決中, 上告人敗訴部分のうち, Cの出資に係る出資金返還請求に関する部分を破棄する。
- 2 前項の部分につき, 本件を東京高等裁判所に差し戻す。
- 3 上告人のその余の上告を却下する。
- 4 前項に関する上告費用は上告人の負担とする。

#### 理 由

上告代理人■■■■, 同■■■■の上告受理申立て理由について

1 本件は, 上告人が, 医療法人である被上告人に対し, 被上告人に出資したB及びCが死亡したことにより発生した出資金返還請求権を相続等により取得したなどとして, 出資金の返還等を請求する事案である。

2 原審の確定した事実関係の概要は, 次のとおりである。

(1) 被上告人は, 昭和32年, Bが442万5600円を, その妻であるCが20万円をそれぞれ出資して設立された社団法人たる医療法人であり, B及びCは, 被上告人の社員であった者である。上記出資以外に被上告人への出資はない。

(2) 被上告人の定款(以下「本件定款」という。)には, 次のような規定があった。

ア 被上告人の社員は, 総会の決議等によるほか, その死亡によって社員の資格を失う(6条)。

イ 退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる(8条)。

ウ 被上告人の目録に記載された一定の財産を基本財産とし, 特別の理由がある場合にされる総会の決議によらなければ, 基本財産を処分してはならない(9条)。また, 被上告人において剰余金を生じた場合は, 総会の決議を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れ又は医療機器等の購入に充てる(15条)。

エ 被上告人が解散した時の残余財産は, 総会の決議を経て, かつ, ■■■知事の認可を得て払込出資額に応じて分配する(33条)。

(3) Bは昭和57年10月3日に, Cは平成13年6月14日に, それぞれ死亡し, 被上告人の社員の資格を失った。

(4) 上告人, D及びEは, BとCの子である。

D及びEは, 平成15年12月25日, 上告人に対し, Bの死亡に伴って取得した被上告人に対する出資金返還請求権を贈与した。また, 同日, 上告人, D及びEの間において, Cの遺産全部を上告人が相続する旨の遺産分割協議が成立した。

(5) 上告人は、平成16年1月20日、B及びCの各出資に係る出資金の返還等を求めて本件訴えを提起した(以下、B及びCの各出資に係る出資金返還請求をそれぞれ「B分の出資金返還請求」、「C分の出資金返還請求」という。)

(6) 被上告人は、同年4月16日の口頭弁論期日において、B分の出資金返還請求権につき、消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

3 原審は、上記事実関係の下において、上告人の上記各出資金返還請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件定款は、被上告人が存続して病院を運営している間は、定款で定める基本財産を維持し、医療法54条が剰余金の配当を禁止している趣旨を踏まえ、剰余金が生じても、被上告人がこれをそのまま保有することとし、被上告人に出資した社員(以下「出資社員」という。)が退社した場合には、「返還」という文言を使用して、出資を払い戻すことを認めるにとどめたものである。本件定款8条は、出資社員が退社した場合、当該出資社員が、自己が出資した額の限度でその返還を請求することができることを定めたものと解するのが相当である。

Cは、被上告人の設立時に20万円を出資したので、上告人の請求のうち、C分の出資金返還請求は、20万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

(2) B分の出資金返還請求権は、Bが死亡した昭和57年10月3日から10年の経過により時効により消滅した。したがって、上告人の請求のうち、B分の出資金返還請求は、理由がない。

4 しかしながら、原審の上記(1)の判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 医療法(平成18年法律第84号による改正前のもの)44条、56条等に照らせば、同法は、社団たる医療法人の財産の出資社員への分配については、収益又は評価益を剰余金として社員に分配することを禁止する医療法54条に反しない限り、基本的に当該医療法人が自律的に定めるところにゆだねていたと解されるところ、本件定款は、8条において「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる。」と規定するとともに、33条において被上告人の解散時における出資者に対する残余財産の分配額の算定について「払込出資額に応じて分配する」と規定する。本件定款33条が、被上告人の解散時においては、被上告人の残余財産の評価額に、解散時における総出資額中の各出資者の出資額が占める割合を乗じて算定される額を各出資者に分配することを定めていることは明らかであり、本件定款33条の「払込出資額に応じて」の用語と対照するなどすれば、本件定款8条は、出資社員は、退社時に、同時点における被上告人の財産の評価額に、同時点における総出資額中の当該出資社員の出資額が占める割合を乗じて算定される額の返還を請求することができることを規定したものと解するのが相当である。

本件定款における基本財産の規定(9条、15条)は、出資金返還請求権の額の算定の基礎となる財産の範囲や返還額の限度について定めたものとは解されないから、上記各規定は、上記判断に影響を及ぼすものではない。

(2) 以上によれば、C分の出資金返還請求権の額は、Cが死亡した平成13年6月14日の時点において既にBの死亡によりB分の出資金返還請求権が発生している以上、これを負債として控除して算定される被上告人の財産の評価額に、Bの出資額を除いて計算される総出資額中のCの出資額が占める割合である20万分の20万を乗じて算定されることとなり、同時点より後に、B分の出資金返還請求権につき消滅時効が援用されて、同請求権が消滅したとしても、C分の出



資金返還請求権の額が増加することはないと解すべきである。

5 以上と異なる原審の判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はその趣旨をいうものとして理由があり、原判決中、上告人敗訴部分のうち、C分の出資金返還請求に関する部分は破棄を免れない。

そして、C分の出資金返還請求権の額、被上告人が過去に和議開始の申立てをしてその後再建されたなどの被上告人の財産の変動経緯とその過程においてCらの果たした役割、被上告人の公益性・公共性の観点等に照らすと、上告人の請求は権利の濫用に当たり許されないことがあり得るというべきである。したがって、C分の出資金返還請求権の額や上告人の請求が権利の濫用に当たるかどうか等について、更に審理を尽くさせるため、同部分につき、本件を原審に差し戻すこととする。

なお、上告人は、B分の出資金返還請求及び有益費償還請求に関する部分についても上告受理の申立てをしたが、その理由を記載した書面を提出しないから、同部分に関する上告は却下することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官宮川光治、同金築誠志の各補足意見がある。

裁判官宮川光治の補足意見は、次のとおりである。

1 法廷意見のとおり、平成18年改正前（以下「改正前」という。）の医療法は、社団たる医療法人の財産の出資社員への分配に関し、54条に反しない限り、私的自治（自律）にゆだねていると解される。したがって、定款において、出資した社員は当該社団たる医療法人の資産に対し出資額に応じた持分を有するものとし、当該社団たる医療法人が解散した場合は、出資した社員は出資持分に相当する残余資産の分配を受けることとともに、社員資格を喪失した場合においても、同様に、当該社員は出資持分に相当する資産の払戻しを請求することができることと定めることができる。行政解釈及び税務解釈はこれを是認しており、裁判例もこの解釈を支持している（東京高判平成7年6月14日高民集48巻2号165頁等）。昭和25年8月9日医発第521号厚生省医務局長発各都道府県知事あて通知「医療法の一部を改正する法律の施行について」に添付された定款例（以下「モデル定款」という。）は、第9条において「退社した社員は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。」、第36条において「本社団が解散した場合の残余財産は、払込済出資額に応じて分配するものとする。」と規定しているが、これは、上記趣旨の定款例を示したものであり、このモデル定款に従い、改正前医療法の下では、多数の持分の定めのある社団たる医療法人が設立されてきたのである。医療法人の数は、平成21年3月31日現在4万5396であるが、持分の定めのある社団は4万3234であり、約95パーセントを占めている。なお、いわゆる一人医師医療法人の数は3万7878に達している。本件定款は、記録によればモデル定款に依拠して作成されたものと認められるところ、その第8条の「退社した社員はその出資額に応じて返還を請求することができる。」とは、モデル定款第9条と同義であると解される。

医療事業を法人化する場合において、非営利性の貫徹を志向するとともに経営の継続性・将来性を確立しようとする場合は、財団、持分の定めのない社団という法人形態を選択することができる。また、いったん持分の定めのある社団として設立した場合であっても、後に、定款を変更することにより持分の定めのない社団に移行することができる。近年、厚生労働省は、社員の退



社時における持分払戻請求権及び解散時における残余財産分配請求権について払込額を限度とすることを定款において明らかにするという出資額限度法人を、定款案を示して勧奨しており（平成16年8月13日医政発第0813001号各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知）、出資額限度法人としての設立例及びこれへの移行例もみられる。平成18年改正医療法の下では、施行日の平成19年4月1日以降新たに医療法人を設立認可する場合、その形態は、財団法人か持分の定めのない社団法人のみとなったが、従前の定款の規定は有効とされており、持分の定めのある社団法人は存続している（同法附則10条2項）。

原判決は、改正前の医療法は、医療法人が存続する場合と解散する場合を峻別しているという解釈を示し、医療法人が存続してその開設する病院を経営する限り、剰余金及びその積立金の利益処分の実質を有する行為を禁止していると解するのが相当であり、したがって、社員が退社した場合にも剰余金及びその積立金の全部又はその一部を払い戻す行為も禁止していると解するのが相当であるとしている。この判断は、医療法の解釈を誤っており、昭和25年以来の医療法人制度の法的安定性を動揺させるおそれがあり、是認できない。

2 持分の定めがある社団法人たる医療法人において、出資社員の退社による返還請求額が多額となり医療法人の存続が脅かされるという場合があり得るとしても、当該医療法人の公益性を適切に評価し、出資者が受ける利益と当該医療法人及び地域社会が受ける損害を客観的に比較衡量するという、権利濫用法理の適用により妥当な解決に至ることが可能である。とりわけ、当該医療法人が過去において債務超過かそれに近い状態に陥り、後に関係者の努力により再建されて現在の資産状態が形成され、その資産形成には当該社員が貢献していないというような事案では、当該社員の出資持分に相当する資産の返還請求は権利の濫用となり得るものと考えられる。

裁判官金築誠志の補足意見は、次のとおりである。

1 本件定款のような規定を持つ医療法人における退社した社員の財産上の請求権については、租税上の取扱いを含めた長年にわたる行政実務及び多くの裁判例を通じて、退社時の法人財産評価額に対する出資割合に応じた金額の請求権を意味するものと解されてきた。医療法人の存続を優先的に考える見地からの原判決のような解釈は、その意図は理解できなくはないものの、今卒然とこうした解釈を採用することは、本件定款と同様の規定を有する極めて多くの医療法人の出資者等に対し、予期せざる重大な不利益を及ぼすおそれがあり、著しく法的安定性を害するものといわざるを得ない。私が、原判決を支持できないと考える最大の実質的な理由は、ここにある。

本件において本判決の判示する方法によって算出される金額の出資金返還請求を認容することが、従来の経緯、被上告人存続の見地等から不当であると判断される場合には、権利濫用等の法理の適用を検討するのが採るべき道であると考えられる。

2 ところで、第1審判決は、被上告人における退社社員の出資金返還請求権につき、本判決と同様、被上告人の財産評価額に出資割合を乗じた額の請求権であると解した上で、B分の出資金返還請求権が時効により消滅したことにより、同請求権は、Bの死亡時点に遡って存在しないものと扱われるから、C分の出資金返還請求権の範囲は、B分の出資金返還請求権を負債として考慮しない被上告人の純資産全部に及ぶとしている。しかしながら、C分の出資金返還請求権は、Cの死亡退社により当然に、具体的な金銭請求権として、すなわち具体的な金額の確定した請求権として成立するのであり、その計算の基礎となる純資産の額は、その当時に負債として存在したB分の出資金返還請求権を控除したものでなければならず、その後弁済までの間に、同請求権

の消滅時効が完成し、援用されたからといって、C分の出資金返還請求権の金額を再計算すべき理由はないといわなければならない。第1審判決は、Bの死亡により被上告人の社員はC一人となり、Cが被上告人の純資産全部に対し出資持分を有することになったことをもって、B分の出資金返還請求権の時効消滅による純資産の増加分もC分の出資金返還請求権の対象になる根拠としているが、Cの死亡後は、上記のようにCの持分は具体的な出資金返還請求権に変換しており、被上告人の資産に対する割合的な権利というものが残存しているわけではないのであるから、同請求権の金額は、Cの死亡後に生じた事由による資産の増減に伴って変動するものではないと解すべきである。

（裁判長裁判官 櫻井龍子 裁判官 宮川光治 裁判官 金築誠志 裁判官 横田尤孝 裁判官 白木勇）

TKC 文献番号 25442064

#### 4. 贈与税決定処分等取消請求事件

最高裁判所第二小法廷平成20年（行ヒ）第241号

平成22年7月16日判決

#### 主 文

原判決を破棄する。

被上告人らの控訴を棄却する。

控訴費用及び上告費用は被上告人らの負担とする。

#### 理 由

上告代理人[ ]ほかの上告受理申立て理由について

1 本件は、社団たる医療法人（以下「社団医療法人」という。）の増資に当たり被上告人らが出資を引受けたことについて、これにより被上告人らは著しく低い価額の対価で利益を受けたものであり、相続税法（平成15年法律第8号による改正前のもの）9条所定のいわゆるみなし贈与に当たるとして、上告人が、被上告人らに対し、それぞれ贈与税の決定及び無申告加算税の賦課決定（以下、これらを併せて「本件各処分」という。）をしたことから、被上告人らが、上告人は上記出資の評価を誤ったものであり、みなし贈与に当たらないなどとして、本件各処分の取消しを求めている事案である。

2 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

（1）ア 医療法人A会（以下「本件法人」という。）は、Bによって昭和30年に設立された社団医療法人であり、後記オの増資がされる直前の平成10年3月末時点での職員数は255人であった。X2はBの長女で、X1はX2の夫、X3とX4はX1とX2の子である。

イ 本件法人は、定款で、出資社員は退社した場合その出資額に応じて払戻しを請求することができ、また本件法人が解散した場合における残余財産は、所定の手続を経て、出資額に応じて社員に帰属させる旨を定めていた。また、本件法人は、定款で、その財産を基本財産と運用財産とに分け、退社した社員に対する払戻しは、まず運用財産から支弁し、不足のあるときには基本財産を処分して支弁する旨定めていた。

なお、社団医療法人が定款を定める際の指針として作成されたいわゆるモデル定款（昭和25年8月9日医発第521号各都道府県知事あて厚生省医務局長通知「医療法の一部を改正する法律の施行について」に添付された定款）においても、社団医療法人に出資した社員（以下「出資社員」という。）は退社時に出資額に応じた払戻しを請求することができ、また当該法人の解散時にも出資額に応じた残余財産の分配を受けることができる旨の条項が置かれている。

ウ 本件法人の出資金額は、定款で1口当たり5万円と定められているところ、X1は、昭和63年5月、本件法人の理事長であったBから、その有する本件法人の出資のうち10口を代金1

億1497万円余で譲り受け、同年6月、Bに替わって本件法人の理事長に就任した。

エ 本件法人は、平成9年8月に出資の払戻し等について定款を変更し、出資社員が退社時に受ける払戻し及び本件法人解散時の残余財産分配は、いずれも運用財産についてのみすることができ、解散時の残余財産のうちの基本財産は国又は地方公共団体に帰属するとの定めを置くとともに、これらの払戻し等に係る定款の定めの変更はできない旨の条項を置いた（以下、変更後の定款を「新定款」という。）。もっとも、基本財産と運用財産の各範囲に係る定款の定めは、上記条項による変更禁止の対象となっていない。

オ 本件法人の平成10年5月時点での総出資口数は110口であり、そのうち98口をBが、12口をX1が有していたところ、同月の定時社員総会で、出資口数を90口増加して200口とし（以下、この増資を「本件増資」という。）、増資分すべてを被上告人らに対して割り当てることが可決され、X1とX2が各23口、X3とX4が各22口を割り当てられることとなった。被上告人らは1口当たり5万円の出資金額（被上告人ら合計で450万円）を払い込み、その結果、Bが本件法人の出資口数のうち98口を、被上告人らはその余の合計102口をそれぞれ有することとなった。

カ 本件増資当時における本件法人の財産全体の評価は7億円余であった。その内訳をみると、基本財産の評価は24億円余であったが、運用財産については、これに属する資産がある一方で多額の負債が計上されていたため、運用財産全体としては17億円余の債務超過となっていた。

（2）ア 持分の定めのある社団医療法人の出資については、「財産評価基本通達」（昭和39年4月25日付け直資56、直審17（資）国税庁長官通達。以下「評価通達」という。）の194-2（平成11年課評2-2、課資2-202による改正前のもの）が、その評価を取引相場のない株式の評価方法に準じて行うものとし、従業員数が100人以上の社団医療法人に係る出資の評価については、当該法人の年利益金額及び純資産価額を類似業種のそれと所定の方法で比較した上、類似業種の株価に比準して評価する方法（以下「類似業種比準方式」という。）等を探ることとしている。

イ 上告人は、本件増資により被上告人らが取得した本件法人の出資につき、本件法人の前記（1）カの財産全体の評価を前提として、類似業種比準方式により評価し、その評価を1口当たり379万円余と算出した。そして、被上告人らが、1口当たり5万円の対価で上記出資を取得したことは、著しく低い価額の対価で利益を受けた場合に当たるとして、上記出資の評価から同対価を控除した額を被上告人らが贈与により取得したものとし、平成13年6月、被上告人らに対して、本件各処分をした。

3 原審は、上記事実関係等の下において、次のとおり判断して、被上告人らの請求を認容すべきものとした。

社団医療法人の出資については、当該出資について出資社員が有する権利の内容に即してその評価をする必要があるところ、当該内容は専ら定款により定まるものと解される。そして、本件法人の新定款では、その財産が基本財産と運用財産に明確に区分され、出資社員が退社した際の払戻しや本件法人の解散時における出資社員に対する財産の分配は、いずれも運用財産のみからされることになっている。本件法人の出資について出資社員が有するこのような権利内容を考慮すると、その評価の前提となる資産価値は、運用財産を基準とすべきであって、本件では、基本財産と運用財産とを本件法人のように区別しない業者を標本とする類似業種比準方式により出資

の評価をする前提を欠く。そして、前記のとおり、運用財産が債務超過であること等を踏まえて、本件法人の出資の時価について評価すると、本件増資時点における本件法人の出資1口当たりの評価額は出資金額である5万円を上回るものではなく、被上告人らが著しく低い価額の対価で利益を受けたとはいえない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 相続税法22条は、贈与等により取得した財産の価額を当該財産の取得の時における時価によるとするが、ここにいう時価とは当該財産の客観的な交換価値をいうものと解され、本件法人の出資についても、この観点からその価額が評価されるべきである。

ところで、医療法人は、相当の収益を上げ得る点で一般の私企業とその性格を異にするものではなく、その収益は医療法人の財産として内部に蓄積され得るものである。そして、出資社員に対する社団医療法人の財産の分配については、剰余金の配当を禁止する医療法（平成18年法律第84号による改正前のもの）54条に反しない限り、基本的に当該法人が定款で定め得るのであって（同法44条、56条）、出資社員が出資額に応じて退社時の払戻しや解散時の残余財産分配を受けられる旨の定款の定めがある場合、これに基づく払戻し等の請求が権利濫用になるなどといった特段の事情のない限り、出資社員は、総出資額中に当該出資社員の出資額が占める割合に応じて当該法人の財産から払戻し等を受けられることとなる（最高裁平成20年（受）第1809号同22年4月8日第一小法廷判決・民集64巻3号登載予定参照）。標準的な出資の権利内容を示したモデル定款は、前記のとおり、出資社員は出資額に応じて払戻し等を受け得るとするが、その対象となる財産を限定してはならず、多くの社団医療法人がこれに準じた定款を定めていることがうかがわれるところである。上記権利内容は、自治的に定められる定款によって様々な内容となり得る余地があるものの、その変更もまた可能であって、仮にある時点における定款の定めにより払戻し等を受け得る対象が財産の一部に限定されるなどしていたとしても、客観的にみた場合、出資社員は、法令で許容される範囲内において定款を変更することにより、財産全体につき自らの出資額の割合に応じて払戻し等を求め得る潜在的可能性を有するものである。また、定款の定めのかんによって、当該法人の有する財産全体の評価に変動が生じないのはいうまでもない。そうすると、持分の定めのある社団医療法人の出資は、定款の定めのかんにかかわらず、基本的に上記のような可能性に相当する価値を有するということができる。

評価通達194-2は、以上のような持分の定めのある社団医療法人及びその出資に係る事情を踏まえつつ、出資の客観的な交換価値の評価を取引相場のない株式の評価に準じて行うこととしたものと解される。そうすると、その方法によっては当該法人の出資を適切に評価することができない特別の事情の存しない限り、これによってその出資を評価することには合理性があるというべきである。

(2) これを本件についてみると、本件法人は、もともと退社時の払戻しや解散時の残余財産分配の対象となる財産を本件法人の財産全体としていたところ、これを変更し、新定款において、上記払戻し等の対象となる財産を運用財産に限定したものである。

新定款においては、上記払戻し等に係る定めの変更を禁止する旨の条項があるが、社団法人の性格にかんがみると、法令において定款の再度変更を禁止する定めがない中では、このような条項があるからといって、法的に当該変更が不可能になるものではないから上記結論を左右するものではない。また、前記のとおり、基本財産と運用財産の範囲に係る定めは変更禁止の対象とさ

れていないから、運用財産の範囲が固定的であるともいえない。そうすると、本件においては、本件増資時における定款の定めに基づく出資の権利内容がその後変動しないと客観的に認めるだけの事情はないといわざるを得ず、他に評価通達194-2の定める方法で新定款の下における本件法人の出資を適切に評価することができない特別の事情があることもうかがわれない。

したがって、本件において、新定款下での本件法人の出資につき、基本財産を含む本件法人の財産全体を基礎として評価通達194-2の定める類似業種比準方式により評価することには、合理性があるというべきである。

そして、上記の方式に基づく評価によれば、上告人が上記出資の評価を1口当たり379万円と算定したことに違法はなく、これによれば、被上告人らは、本件増資に係る出資の引受けにより、著しく低い価額の対価で利益を受けたといえることができる。

5 以上と異なる原審の前記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、本件各処分には違法はないとした第1審の判断は是認することができるから、被上告人らの控訴を棄却すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官古田佑紀、同須藤正彦の各補足意見がある。

裁判官古田佑紀の補足意見は次のとおりである。

定款において持分の払戻しが制限されている場合のその価額の評価についてすべての資産を基礎とすることは相当でないとする原審の説示には共感を感じる面もないではない。例えば、持分権者が何らかの事情により脱退して払戻しを受ける場合に、定款において払戻しを受けることができる資産が制限されているときはその制限を超えて払戻しを受けることができないことは明らかである。このような場合、持分取得の時点で全資産をもって持分価額評価の基礎として課税がされれば、持分権者が持分の処分により実際に取得できる利益からみて不相応に高額な課税がされた結果になる可能性がある。その観点からすれば、持株数に応じた資産に対する権利が当然の前提となる会社と同様に全資産を評価の基礎とする評価方法が本件のような法人について妥当するかは疑問があり、定款変更の可能性があるということをもって直ちにその合理性を認めることには困難があるように思われるのである。

しかしながら、本件のような法人の持分については、取引その他の処分がなされることが必ずしも予定されず、少数の持分権者が長期にわたって保有して法人を支配する場合が多く、その処分によって価値の実現を図ることは稀であると思われるのである。そうすると、このような持分については、定款により定められた払戻しの範囲ではなく、法人の全資産に応じた保有価値によって評価することが合理的であると思われる。定款により加えられた払戻しの制限によって課税の基礎となる持分の評価額が定まるとすれば、客観的な資産価値がほぼ同じ法人であるにもかかわらず、持分権者の意思により法人ごとに税額に差が生じることとなり、課税の公平を欠く結果になるといわざるを得ない。私は、法廷意見がこのような趣旨をいうものと理解するものである。

裁判官須藤正彦の補足意見は次のとおりである。

私は法廷意見の結論に賛成するものであるが、社団医療法人の企業価値（事業価値）という観点から、以下の点を補足しておきたい。

(1) 社団医療法人は、法人税法上、会社などととも普通法人と分類されているところ（同法2条9号、5号ないし7号）、営利を目的とするか否かの点を除けば、日々の会計処理や会計年度

ごとに事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書等の作成をし（医療法51条参照）、従業員を雇用し、適切な組織管理を行いつつ、適宜の利益を稼得して財務の健全性の維持を図り継続反復して業務を行うことが予定されているという面において会社と異なるところはない。社団医療法人は、このように継続して事業を行う主体（事業体）といえるから、会社に企業価値（事業価値）が認められるように、社団医療法人もまた企業価値（事業価値）が認められ、それが、当該社団医療法人（の事業）の時価としての客観的交換価値であるといえる。しかも、この社団医療法人の企業価値（事業価値）は、事業を対象とするものである以上、当然のことながら、現在の財産状態、過去の経営成績や将来の収益見通し、具体的には、貸借対照表や損益計算書などの数値（以下、「経営指標」という。組織管理の在りようや経営者、従業員の資質等の定性的要素が加味されることもあろう。）などを基にして算出され得るもので、それ自体は、利益剰余金の配当が禁止されること（医療法54条）、あるいは、当該社団医療法人内部の規則等で出資持分の払戻しや残余財産の分配が制約されるということ、いわんや内部的に基本財産と運用財産とをどのように仕訳するかということによっては左右されないというべきである。

しかして、社団医療法人中持分の定めのある社団医療法人においては、一般に、その出資持分は、一身専属的なものではなく、法令上又は定款上で一定の制限下にあるものの譲渡や相続が可能であるから、そこで出資持分の全部を一括して譲渡するという方法によりこの社団医療法人（の事業）そのものを譲渡することが可能であり、かつ実務上もそのようになされている。その際の譲渡の対価は、当然のことながら当該社団医療法人の企業価値（事業価値）による。

（2）しかるところ、出資持分の定めがある社団医療法人の場合には、一般的にあって、出資社員が同法人を細分化された割合的単位たる出資持分の口数において共同所有しているといえるから、結局、社団医療法人の企業価値（事業価値）も出資社員が出資持分の口数の割合において分有するということができる。その場合、当該社団医療法人の出資持分1口当たりの時価たる客観的交換価値は、上記によって算出される企業価値（事業価値）全体を出資持分の口数で除した金額にほかならない。しかも、この出資持分の客観的交換価値のいかんは、当該出資持分に定款などで何らかの制約が付されている場合であっても、社団医療法人の出資持分による支配の全部又は一部が確定的にはく奪されるなどの特別の事情がない限り基本的に左右されることはないというべきである。けだし、その場合であっても、出資社員への出資持分の払戻しや残余財産分配が法令上可能である以上は、出資社員のみが当該出資によってその企業価値（事業価値）の全体を分有する（いわば、当該社団医療法人の企業価値（事業価値）のすべてが出資持分に化体する。）という基本的構造は変わらないし、定款によって、出資持分の払戻しや残余財産分配請求権について制約条項が規定され、同時に、その条項の変更を禁止する条項（変更禁止条項）が規定されていても、定款そのものの変更権はく奪されているものでない限りは、任意のときに法令で許容される範囲内において定款を変更してそれらの制約を取り除くことができることにより、結局、上記基本的構造が変わるとはいえないからである。しかも、以上のことは、他ならぬ出資社員自身や出資持分の譲受人など関係者からもよく認識されているというべきである。

（3）これを本件についてみるに、記録によれば、本件社団医療法人は、病院と精神障害者社会復帰施設福祉ホームを経営して、患者への施療保護、病院退院後の精神障害者への住宅の提供を目的とし、本件増資の平成10年5月30日当時、病院、福祉ホームを運営し、従業員255名を雇用し、直近の同年3月31日現在の決算では資産45億円余、負債38億円、純資産7億円



余とされていたことが認められる。同法人は、持分の定めのある社団医療法人であり、その出資持分は社員（被上告人らがその地位にある。）において本件増資後計200口を所有し、かつ、その出資持分は、定款上、社員総会の承認を要するものの譲渡が可能とされ、一定の条件の下に相続も可能とされている。既に述べたところからも明らかなとおり、本件社団医療法人にも企業価値（事業価値）が認められるところ、被上告人ら出資社員は、本件増資時におけるその全体の企業価値（事業価値）を出資口数の割合で分有しているから、その時点における被上告人らの出資持分の1口当たりの客観的交換価値は、それを200で除した金額である。

なるほど、本件定款では、出資持分の払戻しや残余財産分配請求権は運用財産のみによることとされ、かつ、この点についての定款条項の変更は禁止する旨の条項（変更禁止条項）が置かれ、一見、出資社員は基本財産については価値を享受し得ないがごとき外観を呈している。しかしながら、上記変更禁止規定自体を定款変更によって廃止することが法的には可能というべきであり、それどころか基本財産と運用財産との仕訳は何らの制約もなく行うことができるようになっていたのであるから、本件社団医療法人の出資持分の時価は、あくまで前記経営指標等によって算定される企業価値（事業価値）を基にするものであり、それら出資持分の払戻しや残余財産分配請求権を制約する規定や変更禁止規定、いわんや基本財産と運用財産との仕訳状況によって基本的に左右されるものではない。しかも、そのことは、出資社員である被上告人らや本件出資持分を譲り受けるであろう者など関係者によって認識されているというべきである。したがって、本件増資当時の被上告人らの本件出資持分の時価を、運用財産の評価がマイナス17億円であるゆえをもって、出資金額たる5万円を上回ることはない（結局ゼロ程度とするのであろう。）と判示する原判決は、上記の出資持分について制約する定款規定と仕訳に依拠するのみで、本件社団医療法人の企業価値（事業価値）が、経営指標（例えば、前記のとおり、増資時直近の純資産額が7億円余である。直前期の法人税の課税所得が約1億5000万円であることもうかがわれる。）等を基にして算定され、被上告人らはこのようにして算定された企業価値（事業価値）をそれぞれの出資持分の割合において分有しているという事実を看過しているといわざるを得ず、したがってそのような評価は本件出資持分の客観的交換価値から著しくかい離しているとの感がある（実際、原判決のこの時価の算定によれば、本件社団医療法人の出資持分全部の時価は、出資持分1口当たりの金額5万円を上回らない金額に口数の200を乗じた1000万円を上回らない金額、あるいはゼロ又はそれに近い金額で譲渡されるということになるが、それは、現実離れた対価金額との感を免れない。なるほど、退社社員は、運用財産によってのみ出資持分の払戻しを受けるから、本件社団医療法人の運用財産がマイナスであるときは、計算上1円も払戻しを受けないということになる。だが、仮に退社しようとする社員がいるとしても、同人は、本件社団医療法人の出資持分の前記の意味での客観的交換価値を認識しているから、例えば1円の払戻しも受けないままに（あるいは僅少額の払戻しを受けて）出資持分を手放す（退社する）などということは、これまた現実にはほとんど考えられない。）。いわんや、本件定款その他よりして、基本財産と運用財産との仕訳は何らの制約もなく行うことができることがうかがわれるのであって、そのことに照らすと、たやすく変わり得る仕訳に依存して客観的な交換価値の評価を行うという点においても相当でないといえよう。

（4）そこで、本件出資持分の時価を導き出すべき本件社団医療法人自体の企業価値（事業価値）であるが、この場合、もちろん、それは、前記経営指標等を厳密に精査してこれを基にして算定

することがより望ましいには違いないが、その算定自体が実は不確実な将来予測を前提とするものであるがゆえに具体的な算定方法となると確としたものが成立しているとはいえず、他方において、大量、迅速、簡素な徴税費用による処理を求められる課税実務には、そのような経営指標等を基にして算出される企業価値（事業価値）から出資持分の時価評価を導き出すというような複雑な算定方法は適切でもないし可能でもないであろう。しかも、課税の公平性の確保という要請は最大限に満たされなければならないから、財産評価基本通達によるこの運用には特別の事情がない限り合理性が認められるというべきである。しかるところ、同通達194-2によれば、医療法人の出資は「取引相場のない株式」の評価に準じて評価するものとされ、本件出資持分の評価は、本件社団医療法人が従業員100人以上であるということで類似業種比準方式による評価がなされる。既に述べたとおり、会社と社団医療法人の間では多くのかつ重要な点で共通の性質が認められる上、この評価方法では、本件出資持分1口当たりの年利益金額や純資産価額を基礎にし、かつ一定の掛け目（70%）が乗じられており、その一方で、このような評価方法を上回る適切な評価方法を他に見いだし得ない以上、特別の事情がない限り、これによって処理することはやむを得ないというべきである。

（5）以上のとおり、本件出資持分1口について上告人が時価を379万円余と評価したことには不合理はなく、相続税法22条に反しない。これを1口当たり5万円の対価で取得したことをもって、被上告人らが著しく低い価額の対価で利益を受けたとしてみなし贈与税を課することに誤りはなく、よって、上告人が本件各処分を行ったことに違法はない。被上告人らの本件各処分取消しの請求は棄却されるべきである。

（裁判長裁判官 竹内行夫 裁判官 古田佑紀 裁判官 須藤正彦 裁判官 千葉勝美）

TKC 文献番号 25442402

## 5. 持分返還請求事件

東京高裁昭和六三年（ネ）第三五〇六号  
平成3・3・28第一四民事部判決

### 判 決

控訴人 [ ]  
右訴訟代理人弁護士 [ ]  
同 [ ]  
被控訴人 医療法人 [ ]  
右代表者理事 [ ]  
右訴訟代理人弁護士 [ ]  
同 [ ]  
同 [ ]  
同 [ ]  
右訴訟復代理人弁護士 [ ]  
同 [ ]

### 主 文

- 一、本件訴えを却下する。
- 二、当審における訴訟費用は控訴人の負担とする。

### 事 実

第一、当事者の求める裁判

一、控訴人

1. 控訴人が、被控訴人の出資総額につき八・五二パーセントの持分を有する社員であることを確認する（当審で交換的に訴えを変更）。
2. 訴訟費用は、第一、第二審とも被控訴人の負担とする。

二、被控訴人

1. 本案前の答弁  
主文第一項と同旨
2. 本案の答弁  
控訴人の請求を棄却する。

3. 訴訟費用は第一、第二審とも控訴人の負担とする。

## 第二、当事者の主張

### 一、請求原因

1. 被控訴人は、[redacted]において[redacted]病院を開設している社団たる医療法人である。

2. (一) 被控訴人の設立時の社員は、[redacted]、その長男の控訴人、二男の[redacted]、三男の[redacted]であった。

また、被控訴人の設立に際しての出資総額は六一四万八八〇一円であり、[redacted]において一〇万円（出資割合一・六パーセント）、控訴人において五〇万円（同八・二パーセント）、[redacted]において五四四万八八〇一円（同八八・六パーセント）、[redacted]において一〇万円（同一・六パーセント）をそれぞれ出資したものである。

(二) [redacted]は、昭和四六年八月六日死亡し、その子である控訴人、[redacted]、[redacted]、[redacted]及び[redacted]がそれぞれ〇・三二パーセントの割合で同人の前記一・六パーセントの持分を相続した。

(三) なお、[redacted]は、昭和五四年一〇月二六日死亡し、[redacted]において[redacted]の全持分を相続している。

(四) したがって、控訴人の現在の持分は八・五二パーセントである。

3. ところが、被控訴人は控訴人が前記持分を有することを争っている。

よって、控訴人は、被控訴人の八・五二パーセントの持分を有する社員であることの確認を求める。

### 二、被控訴人の本案前の主張

#### 1. 八・五二パーセントの出資持分確認について

非営利法人である医療法人においては、出資の有無に関係なく、定款に定められた方式に従って社員となることができるのであり、出資したか否か、あるいは出資額が幾らであるかによって、社員総会における議決権等のいわゆる社員権に相違が生じるものではない。したがって、医療法人においては、社員はいずれも平等であるので、社員たる地位を有している以上、その社員の出資の有無、多寡は、同人の法的地位に何ら影響を及ぼすものではない。

被控訴人の社員についても右法理はそのまま該当する。被控訴人の社員にとって、その出資の有無及びその額如何が問題となるのは、わずかに「退社した社員はその出資額に応じて払戻を請求することが出来る。」（定款第八条）が適用される場面のみである。したがって、控訴人が退社し、具体的にその出資額に応じた払戻しを請求する権利が発生した時点において、初めて、その出資の有無ないしは出資額を争えば足り、右請求権が発生していない現時点において潜在的な出資額の確認を求めることは、控訴人に何らの法律上の利益をもたらすものではない。

#### 2. 社員権の確認について

本件訴えを、控訴人が被控訴人の社員であることの確認を求めるものと解しても、被控訴人は、控訴人が被控訴人の社員であることは、本件訴訟の当初から認めており、何ら争っていないのであるから確認の利益を欠くものである。

### 三、請求原因に対する答弁

#### 1. 請求原因1の事実は認める。

## 2. 同2の事実について

(一)のうち、被控訴人の設立時の社員が■■■、控訴人、■■■、■■■であったこと、被控訴人の設立に際しての出資総額が六一四万八八〇円であったことは認めるが、その余は否認する。右出資は、すべて■■■がしたものであって、その余の社員は全く何らの出資もせず、ただ形式的に名を連ねただけにすぎない。すなわち、右出資総額は、昭和四二年四月一日現在の資産と負債の差額にほかならず、結局のところ、被控訴人の前身である■■■病院の財産を引き継いだものであって、控訴人、■■■及び■■■■の出資というのは、出資者が複数であるという体裁を整えるためだけの数字の操作をしたものにすぎない。

(二)のうち、■■■が控訴人主張の日に死亡したこと、控訴人らが■■■の子であることは認め、その余は否認する。

(三)は認める。

(四)の主張は争う。

3. 同3のうち、被控訴人において控訴人が被控訴人の出資持分を有していることを争っている事実は認めるが、その余は否認する。被控訴人は、控訴人が被控訴人の社員であることは全く争っていない。

第三、証拠関係〈略〉

## 理 由

一、控訴人の当審における新請求にかかる本件訴えは、不適法であると判断する。その理由は、次のとおりである。

1. 被控訴人が社団たる医療法人であり、控訴人がその社員であることは、当事者間に争いがなく、成立に争いのない乙第一号証によると、被控訴人の定款第八条には「退社した社員はその出資額に応じて払戻を請求することが出来る。」と規定されていることが認められる。

2. 確認の訴えは原則として現在における法律関係の存否を目的とするものに限って許されるのであり、ある法律関係が将来成立するか否かについて現に問題となっており将来争訟が発生する可能性がある場合にあっても、現実に争訟の発生した時点において現在の法律関係の存否につき確認の訴えを提起することを認めれば足りるものであるから、将来における法律関係の成否はこれを確認の対象とすることは許されないと解される。

本件において、被控訴人は社団たる医療法人であるところ、医療法六八条によって準用される民法六五条の規定によると、定款に別段の定めのない限り社員の表決権は平等とされているが、被控訴人の定款にこの点につき特別の規定はない。そのほか、社員の出資を前提とし、あるいはその額によって社員の権利関係に差異を設けた規定は医療法、民法にも被控訴人の定款にも存しない。むしろ、医療法は社員たる資格として出資することを必要なものとしておらず（四四条二項七号）（被控訴人の定款第五条においても、総会の承認を要件とするのみである。）、会社におけるような出資一口の金額（有限会社法六条等）あるいは株式の数、一株の金額（商法一六六条等）等についての定めはなく、むしろ剰余金配当の禁止（医療法五四条）の定めが設けられているなど、医療法人は営利法人ではなく公益を目的とする事業を行う法人であると解されるから、

医療法人の社員は、公益社団法人における社員と同様に、当該法人の財産に対する何らの権利も有しておらず、社員総会における表決権を有するにすぎないと解するのが相当である。そうすると、控訴人主張の持分は存しないといわざるを得ない。もっとも、前記認定のとおり定款第八条により、被控訴人の社員は、退社に際し出資額に応じ払戻しを受けられることになっているので、控訴人の出資額の有無、その額によって控訴人の受けられる払戻しの額等に差異の生ずる可能性がある。しかし、現時点においては、控訴人は被控訴人を退社したとの主張をしておらず、当審における新請求も控訴人が現在も被控訴人の社員であることを前提としているものであるから、控訴人の請求は将来控訴人が被控訴人を退社した場合において発生するか否か、その額如何が問題となり得る出資払戻し請求に基づく法律関係の確定を求めるものに帰着する。そして、右のような将来の法律関係の確認を求める訴えが訴訟上許されないことは前説示のとおりであるから、本件確認の訴えはその主張するところ自体において不適法として却下を免れない。

3. なお、仮に本件訴えの趣旨を控訴人が被控訴人の社員たる地位を有することの確認を求めるものと理解しても、本件記録によれば、被控訴人は控訴人がその社員であること自体は本件訴訟の当初から全く争っておらず、これを認めていることが明らかであるから、確認の利益を欠くものといわざるを得ない。

二、よって本件訴えは訴えの利益を欠くものであり不適法であるから、その余の点について判断するまでもなくこれを却下することとし、当審における訴訟費用の負担について民事訴訟法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 越山安久 裁判官 赤塚信雄 桐ヶ谷敬三)

TKC 文献番号 27814863